



島根県報

令和5年12月22日（金）

第 4 7 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	3
保安林の指定の解除	（ ” ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	5

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	5
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	7
公共測量の終了	（ ” ）	7

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	7
------------------------	---------------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正		8
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正		8

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		9
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		10
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則		10

【漁調委指示】

ふぐ浮延縄漁業の禁止（2件）		10
----------------	--	----

告 示**島根県告示第843号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（中谷上工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第844号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奥出雲町土地改良区の定款変更を令和5年12月14日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第845号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市吉田町川手字土井542、543
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土井542・543（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第846号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町代竹ノ下542、544、545
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第847号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町中村荷場山858-37
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第849号

令和5年島根県告示第678号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-43、3009-72	渡辺 政十
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-58から3009-60まで、3009-67、3009-68	渡辺 正弘

島根県告示第850号

令和5年島根県告示第667号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市久手町波根西菊尾山2368-2、梶山2369-1	安藤 三郎
大田市久手町波根西駄飼山2389-1、2390-1、2403-1	西村 儀平
大田市久手町波根西駄飼山2400	川上 新一
大田市久手町波根西駄飼山2401	有馬 完治郎
大田市久手町波根西駄飼山2404-1	西村 卯兵衛
大田市久手町波根西駄飼山2406-1から2406-3まで	西村 サク
大田市久手町羽根西石路ヶ端2557-2	松井 徳右エ門
大田市久手町波根西久手2715-1	岡田 善五郎

大田市久手町波根西魚見2716	石田 豊吉 中祖 庄作
-----------------	----------------

島根県告示第851号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

恵曇加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

(1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	6
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	98
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	7,573
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施等に関する事務	2
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1,291
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	9,051
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	444
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	909

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	124
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	1,297
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	561
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者の判定に関する事務	1,056
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	1,838
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	7
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	55
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	5
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	410
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	19
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務	40
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	9
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	228
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	49
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	332
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	10
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	5

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務	3
-----------------------------------------------------------------	---

(3) 住民基本台帳法第30条の15第1項第3号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務	719

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	19

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年12月12日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町下田所地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月11日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和5年8月20日から同年11月30日まで

3 作業地域

安来市清水町地内

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月22日

島根県知事 丸山達也

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「子の世話」の次に「、感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話」を加える。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第11号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

別表第14号中「子の世話」の次に「、感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第12号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条第1項の表を次のように改める。

所属	中央病院								こころの医療センター
職員	医師	看護の業務に従事する職員	栄養管理科に勤務する職員	薬剤局に勤務する職員	放射線技術科に勤務する職員	臨床工学科に勤務する職員	リハビリテーション技術科に勤務する職員	検査技術科に勤務する職員	看護の業務に従事する職員
週休日	4週間に ついて4 日以上 (所属長 が職員ご とに指定 する。)	同左	4週間に ついて8 日(所属 長が職員 ごとに指 定する。)	4週間に ついて4 日以上 (所属長 が職員ご とに指定 する。)	同左	4週間に ついて8 日(所属 長が職員 ごとに指 定する。)	4週間に ついて8 日以上 (所属長 が職員ご とに指定 する。)	4週間に ついて8 日(所属 長が職員 ごとに指 定する。)	同左

勤務時間の割振り	1月ごとの変形労働時間制とし、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
休憩時間	所属長は、勤務時間が4時間15分の場合は30分、7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は75分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間30分、7時間45分及び8時間の場合は60分、11時間30分及び11時間45分の場合は75分、15時間30分の場合は105分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が6時間45分、7時間45分の場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第21号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第14号中「子の世話」の次に「、感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第22号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第14号中「子の世話」の次に「、感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第23号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第16号及び同条第2項第4号中「子の世話」の次に「、感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示**島根海区漁業調整委員会指示第5-3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

令和5年12月22日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第5－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

令和5年12月22日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

1 制限の内容

隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。
